

2022年10月31日

各位

株式会社 岩手銀行

投資信託の新商品追加について

岩手銀行(頭取 岩山徹)では、お客さまの多様な資産運用ニーズに対応するため、下記のとおり新たな投資信託商品の取扱いを開始します。

当行は今後とも、お客さまの要望にお応えし、ご満足いただける商品・サービスの提供 に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげます。

記

1. 新たに追加する商品名

GS グローバル社債ターゲット 2022-12 (限定追加型)【愛称: ワンロード 2022-12】

2. 運用会社(委託会社)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

3. 取扱開始日

2022年10月31日(月)







4. 商品概要

·	
商品分類	追加型投信/内外/債券
属性区分	債券(一般)/年1回/グローバル(日本を含む)/為替ヘッジあり
当初申込期間	2022年10月31日~2022年12月1日
継続申込期間	2022年12月2日~2022年12月9日
設定日	2022年12月2日
償還日	2028年1月27日
申込単位	50 万円以上 1 円単位の金額指定
申込手数料	0.55%(税抜 0.5%)
	※インターネット利用によるご購入の場合 0.275%(税抜 0.25%)
信託報酬(年率)	0.7975%(税抜 0.725%)
信託財産留保額	0.3%
その他の費用	●信託事務の諸費用:監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、
(年率)	印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率 0.1%
	相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヵ月
	終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払
	われます。
	●その他費用・手数料:有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国
	で保管する場合の費用等。
	※上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負
	担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、
	上限額等を表示することができません。
決算日	毎年1月27日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
受託会社	株式会社りそな銀行





信託金の限度額	当初申込期間:2,000 億円を上限とします。
	継続申込期間:3,000 億円を上限とします。
ファンドの目的	日本を含む世界の米ドル建てまたはユーロ建て債券(ハイ・イールド債
	券を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定し
	た収益の確保をめざして運用を行います。
ファンドの特色	①主として日本を含む世界の企業等が発行する米ドル建てまたはユー
	口建て債券(ハイ・イールド債券を含みます。)に投資します。
	②外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替
	変動リスクの低減を図ります。
	③信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。
ネット投信	対象
定時定額購入	対象外
つみたて NISA	対象外

ファンドの目論見書・月次レポート等につきましては、当行ホームページおよび運用会 社のホームページでもご確認いただけます。

以上

【本件ニュースリリースに関するお問い合わせ先】 株式会社 岩手銀行 リテール戦略部 佐藤(朗) 電話 019-623-1111(代表)





ご留意していただきたい事項 〈投資信託への投資に係るリスク・費用等について〉

- 投資信託は預金でなく、元本は保証されていません。投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は国内外の株式・債券・金融派生商品等の値動きのある金融商品に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。また、一部投資信託が行っているいわゆる新興国への投資には政治・経済情勢の変化等により、先進国に比べてより大きなリスクが伴います。ファンドに生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属しますので、お客さまのご投資された元本に損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託に投資するお客さまには、主に次の費用をご負担いただきます。「申込手数料」はご購入の際に直接負担いただく費用で最高料率は3.30%(税込)、「信託報酬」は保有期間中に間接的に負担していただく費用で最高料率は2.024%(税込)、「信託財産留保額」はご換金時に直接負担していただく費用で最高料率は0.50%、「その他費用」は組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等、保有期間中にご負担いただく費用(運用状況等により変動するため、事前に上限の料率等は表示できません)があります。
 - ◇「信託報酬」に関するご留意事項(詳細は、交付目論見書でご確認ください。) 一部の投資信託については、投資先ファンドの管理事務代行報酬および資産保管会社報酬につき最低報酬 金額が設定されていることにより、純資産総額が少額な場合や投資先ファンドの組入状況が変化した場合は、実質的な信託報酬率が上記の料率を上回る可能性があります。また、その他外国投資信託の信託報酬については、固定報酬部分が定額となっていることにより、純資産総額の増減や為替相場の影響等により円換算後の信託報酬率が変動する場合等においては、実質的な信託報酬率が上記の料率を上回る可能性があります。

株式会社岩手銀行

登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会



